

## 開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

### 1 はじめに

文化財保護法では、文化財はわが国の歴史・文化の理解のために欠くことのできないもの、同時に将来の文化の向上および発展の基礎をなすものという認識のもと、その保護、周知、活用をはかるべきものとされています。(文化財保護法第3条、同法第4条)

一般に遺跡と呼ばれている集落跡、社寺跡、城館跡、窯跡、古墳等は「埋蔵文化財」と呼ばれ、これらが地下に埋もれている土地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれています。

綾川町にも、古墳や窯跡を中心に多数の埋蔵文化財包蔵地があります。これらの遺跡は郷土の歴史を知るうえでの手がかりとなる貴重な遺産です。これらの遺産を保存し、後世に引き継ぐためには、広く町民の皆様・土地を所有されている方・事業を計画されている方等のご理解とご協力が不可欠です。文化財保護法の趣旨をご理解いただき、町の文化財保護行政にご協力いただきますようお願いいたします。

### 2 周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合

文化財保護法でいう、「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは、土地の表面に散布している遺物や発掘調査で確認された遺構や遺物、過去の文献や地誌、地域の伝承などにより地中に埋蔵文化財が存在することが推定される地域のことです。

その地域内で土木工事等を行う場合は、次のような手順による手続きを行ってください。

#### ①生涯学習課への照会

事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか、出来るだけ早い段階で生涯学習課窓口もしくは電話・FAXにて照会して下さい。内容により、回答にお時間を頂く場合もあります。



#### ②生涯学習課より回答(例)

- A 「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するため事前の保護措置が必要です。
- B 「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しないため事前に調査は不要です。なお、工事中に埋蔵文化財(遺構や土器等)を発見した時は、遅滞なく届出をしてください。



**Aの場合** ➡ 事業着工に先立ち、埋蔵文化財の保護措置が必要です。

**【工事着手予定日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく届出が必要です。】**

確認調査を行い、埋蔵文化財の包蔵状況を確認した上で保護措置の方法についての協議を行います。

#### 確認調査とは

開発予定地内において、小規模な発掘調査を行い、遺構や土器等遺物の有無、遺跡の広がりや深度等を把握する調査のことです。調査費用は町の負担となります。

**【確認調査の実施に際しては、「確認調査依頼書」の提出が必要となります。】**

### 確認調査の結果により、埋蔵文化財の取扱いが変わります

#### \* 開発行為が遺跡に影響を与えないと判断された場合

慎重工事に対応していただきます。工事中埋蔵文化財を発見した時は、**Bの場合**と同じ取扱いとなります。

#### \* 開発行為が遺跡に影響を与えると判断された場合

影響の程度に応じ、香川県教育委員会より工事立会もしくは発掘調査の指示が出ます。

指示に基づき、保護措置を実施することとなりますが、開発行為の計画変更等によっては、遺跡に影響を与えないと判断される場合もあります。

#### ◆ 「事前の発掘調査」の指示が出された場合

工事に先立ち発掘調査を実施していただくこととなります。発掘調査とは、現地での調査だけでなく、出土文化財の整理業務、調査報告書の作成までのことをいいます。これは工事等によって現状での保存が困難な遺跡について、正確な調査記録を作成し、それを保存するという趣旨です。このために、事業を行う方には次の協力をお願いすることとなります。



#### ○ 発掘調査期間の保証

発掘調査は、精密な作業による学術調査であるため、適切な時期と相当の期間が必要となります。この期間を工事前に確保していただくようお願いいたします。

#### ○ 発掘調査経費の負担

発掘調査かかる経費については、文化庁通知(平成10年9月29日付け)に基づき、原則として事業をされる方に負担していただいています。発掘調査経費とは「現地調査」「出土文化財の整理」「報告書の作成」にかかる費用のことです。

※現状で埋蔵文化財の包蔵地でない場合でも、包蔵地隣接地等においては遺跡が存在する可能性が高い地もあります。もし工事中に遺跡が発見された場合は、現状変更することなく、速やかに届出を提出する必要があり、工事を中断する必要性が生じる可能性があります。こうした事態を避けるためにも、工事着手前の試掘調査等にご協力をお願いする場合があります。 試掘調査等で遺跡が確認された場合、その地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」となり、**Aの場合**と同様の対応をお願いすることとなります。

#### **Bの場合** ➡ 文化財保護法に基づく届出の必要はありません。

ただし、工事の最中に遺跡が不時発見される場合があります。

その場合は、文化財保護法第96条第1項に基づく届出をしていただく必要がありますので、生涯学習課へ速やかにご連絡ください。

お問合せ：綾川町教育委員会生涯学習課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮290番地

TEL: 087-876-1180 FAX: 087-876-3701